

(件名) 「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求める陳情について

(陳情の要旨)

「主要農作物種子法」(種子法)が2018年4月1日、廃止されました。2016年9月に政府の規制改革推進会議で提言され、2017年3月23日の国会で廃止法が成立しました。政府は種子法について「すでに役割を終えた」「国際競争力をつけるために民間との連携が必要」と説明していますが、この間、マスコミ報道はほぼなく、国会審議も不十分で、国民的な議論も行われなままでした。

鹿児島県では、この法にのっとり、米の種子を安定供給してきました。県農政部は「独自の要綱を制定し、法廃止後も同様の体制を維持している」と、条例制定の必要はないとしています。国も今後も必要な地方交付税措置を行うとしています。法の後ろ盾がなくなった今、供給体制が守られる保証はなく、食糧の安全保障の前提となる種子が永続的に十分、確保できるのか、県内では不安が広がっています。

鹿児島県議会は2018年10月、国に対して、「都道府県の取り組みが後退することへの懸念や外資系事業者の種子の独占等による種子価格の高騰等、農業者や消費者への影響を危惧する声がある」との意見書を提出しました。

種子法のもと、県の研究機関が地域の気候風土に合った優良品種を開発し、安定供給を支えてきました。食の根幹である種子の生産や供給体制が揺らぐことはあってはならないと考えます。

また、本県では、離島も含め豊かな自然環境のもと、独自の伝統野菜が根付いており、県も23品目を「かごしまの伝統野菜」として選定しています。ただ、県内の一部の生産者が生産を続けているものの、種子を守る体制が脆弱であることは否めません。地元の食文化を守る観点から伝統野菜の種子の保護策も講じてください。

2019年5月現在、同様の独自条例を制定したのは9道県、さらに4県で制定が予定されています。鹿児島県も全国第2位の農産物生産県である誇りと責任を持って、農家と消費者を守るため、伝統野菜の保護も含めた「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求めます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 「鹿児島県主要農作物種子条例」の制定を求めます。

以上